平成２５年（フ）第３７号
福岡県直方市大字感田151番地10
債務者　椎木　邦博
1　決定年月日時　平成25年８月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月21日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２５年（フ）第２５９号
大分県別府市朝見１丁目13番35号　池田マンション１号
債務者　井上　武子
1　決定年月日時　平成25年８月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月21日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第２９０号
大分市今津留３丁目３番11号　コーポＹＭＯ202
債務者　山田　嘉彦
1　決定年月日時　平成25年８月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月21日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第３０２号
大分県豊後大野市千歳町船田1459―２、住民票上の住所大分県竹田市大字挟田2428番地
債務者　髙嵜　朱美
1　決定年月日時　平成25年８月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月21日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第３１５号
大分県別府市石垣西７丁目２番17号花菊ビル302号、住民票上の住所大分県別府市野口元町３番６号　別府駅前ダイカンプラザ505号長瀬方
債務者　松尾　千晶
1　決定年月日時　平成25年８月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月21日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第１６４号
宮崎市大字本郷北方4057番地64
債務者　外山　佳子（旧姓日高）
1　決定年月日時　平成25年８月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月21日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第７０号
宮城県大崎市古川北町１丁目７番15号　伊沢ハイツ202号
債務者　佐藤　直子
1　決定年月日時　平成25年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月22日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２５年（フ）第７５号
宮城県大崎市松山千石字花舘３番地１、従前の住所宮城県大崎市松山金谷字向田60番地18
債務者　遠藤　　彰
1　決定年月日時　平成25年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月22日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２５年（フ）第１１２号
広島県呉市音戸町波多見５丁目17番12号
債務者　大住　　香（旧姓恵木）
1　決定年月日時　平成25年８月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月22日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２５年（フ）第４８号
岩手県花巻市小瀬川第12地割20番地
債務者　及川　正美
1　決定年月日時　平成25年８月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月23日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２５年（フ）第５０号
岩手県北上市中野町２丁目28番８号　フォーライフ中野３号、旧住所三重県四日市市大字羽津戊690番地２
債務者　笹本　祥峰
1　決定年月日時　平成25年８月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月23日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２５年（フ）第４２号
兵庫県洲本市物部３丁目３番41号、前住所兵庫県洲本市物部２丁目13番16号
債務者　桑田　眞弓
1　決定年月日時　平成25年８月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月23日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２５年（フ）第４９２号
熊本県菊池郡菊陽町大字曲手15番地
債務者　西鶴　安隆
1　決定年月日時　平成25年８月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月23日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第５０１号
熊本市西区野中３丁目２番12号
債務者　吉松　春菜
1　決定年月日時　平成25年８月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月23日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第５０２号
熊本市西区野中３丁目２番12号
債務者　吉松　千春
1　決定年月日時　平成25年８月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月23日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第５０４号
熊本市北区打越町11―31　メゾン打越Ⅰ―205、住民票上の住所熊本県菊池郡菊陽町大字原水3509番地　町営古閑原団地１―４号
債務者　上原　慶人
1　決定年月日時　平成25年８月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月23日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第５１５号
熊本県上益城郡山都町入佐335番地
債務者　橋本　忠直
1　決定年月日時　平成25年８月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月23日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係